

# 薬害肝炎訴訟を支援する会 〈東京ニュース〉

薬害肝炎訴訟を支援する会・東京  
〒160-0022 東京都新宿区新宿1-2 4-2 長井ビル 3階オアシス法律事務所内  
電話：03-5363-0138 fax：03-5363-0139  
kanenshien-tokyo@hotmail.co.jp  
(編集：世話人小松雅彦)



(帯広にて：写真提供 川西輝明さん)

## 「全国キャンペーン」活動支援のお礼とお願い

薬害肝炎全国原告団 代表 山口 美智子

麻生首相の解散予告を聞き、私たちは意気消沈しました。

それでも最後の最後まで諦めずに翌日 14 日にも、3 団体 10 人が国会に集結しました。

各党の国会対策委員長に面談を・・・と議員室まわりをしている最中、国会審議が止まったことを知り、呆然となりました。この混乱した政局だから廃案になったとは諦めきれず、そして、署名をしていただいた皆様のことを思いました。

薬害肝炎に引き続きご支援し続けていただいた皆様、肝炎法案成立への署名など大きな力で支えていただきましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

15 日に厚労記者クラブにて、「今国会における『肝炎患者支援のための法律を！』実らず」会見をしました。その際、薬害肝炎原告団 3 名も発言しましたので、その内容をもつてご報告に代えます。

### ○「もう待てない！ 350 万人のいのち」全国キャンペーンの経緯 (浅倉 美津子)

私達は他の 2 団体と、昨年 10 月から今年 7 月まで各地で街頭に立ち、肝炎患者支援法案制定の必要性を呼びかけ、「もう待てない！ 350 万人のいのち」のビラ配りや署名の協力をお願いしてきました。各支援団体の沢山の署名を合わせると 30 万筆にもなりました。また、720 人もの国会議員アンケートも実施してきました。回答期限間際には、4 日間をかけ数人で議員会館の全部の議員室をまわり、議員一人ひとりに理解と協力を呼びかけてきました。30%の回答がありましたが、そのほとんどが立法化に賛成するものでした。今国会制定を目指していた私達にとりましては、残念な結果になってしまいました。

### ○今国会における肝炎法案成立の意味 (九州原告19番の母)

私は昨年 1 月、薬害肝炎原告を一律救済する法案が可決、成立する瞬間を、それぞれの本会議場で見届けた原告のひとりです。

1 月 9 日、衆議院で可決され、11 日参議院で『賛成 239 ・反対 0 』と、議場の電光板が点いた瞬間を鮮明に覚えています。心から喜びと涙が溢れてきました。誰ひとり反対がなかったのです。あの時、『一般肝炎対策を促進する』という付帯決議も可決されました。これで私達原告だけでなく、350 万人の一般肝炎患者の救済の道が開かれるものと信じていました。法律を作れるのは、国会議員の方々です。ですから、今国会の議員の方々によって、肝炎法案を成立させることに大きな意義があり、あの議場にいた議員の方々の責務であったと思います。今国会で、法案が成立されなかったことは、本当に残念でなりません。

### ○政府・国会に問う！ (山口 美智子)

今国会で「肝炎患者支援のための法律を！」と、3 団体で要請し続けてきました。これは、人間の尊厳をかけての闘いでした。私たちは、諦めないで最後の最後まで、昨日も国会に集結し要請しました。混乱した政局だからと諦めきれませんが、現実には国会審議が止まり、肝炎法案は廃案となったのです。国民の命が置き去りにされました。肝炎患者は、見殺しにされたのも同然です。薬害肝炎救済法は、議員立法で救済の道が開かれました。しかし、今国会では各党の手柄とりに阻まれ、肝炎全面解決という山への道は、鎖されたのです。政府・国会に問いたい。優先するは、「国政より政権ですか」「国民の命より保身ですか」「政策より政局ですか」

次なる未来に期待できませんが、このような政府・国会だからこそ、私たちウィルス肝炎患者は、さらにパワーアップして、次なる国会で政治の責任を必ずや果たさせます。

以上、国会が事実上閉会となった直後の落胆と怒りの会見でした。

しかし、21 日の衆院解散で肝炎法案が廃案になったからといって、これで絶望視し引き下がるわけにはいきません。それは、命の時間は刻々と費やされ、待たなしの状況にある患者が多くいるからです。また、余命を宣告されても、仲間のために法律が制定するのを見届けるまではと、頑張る患者がいるからです。

私たちは、3 団体（日本肝臓病患者団体協議会・B型肝炎訴訟原告団・薬害肝炎全国原告団）で、引き続き、全国キャンペーンを展開し、街頭宣伝や署名活動をします。そして、選挙後直ちに、次期国会や政府に肝炎法案成立を訴えます。

これまででも力強いご支援をいただいた皆様、更なるお力をどうかおかせください。よろしく願いいたします。

## 各地からキャンペーン活動の報告が寄せられました。

### 名古屋

#### 名古屋訴訟・原告番号5番 金田 和子

「もう待てない！ 350万人のいのち」をスローガンに肝炎患者支援のための全国キャンペーンが行われました。具体的な活動を各地で行うことになり名古屋原告団としても、弁護団からの力添えを頂きながら、精一杯活動しました。また岐阜市議会から3月27日「基本法制定を求める意見書」が採択されました。

1月25日 名古屋名鉄駅前 ビラ配り署名、街頭活動(弁護士、元薬害肝炎訴訟名古屋を支える会の学生の皆さん、原告総勢約30名参加)

2月21日 岐阜駅前ビラ配り、署名街頭活動(弁護士、支援者、原告総勢15名参加)

4月25日 名古屋名鉄駅前ビラ配り署名、街頭活動

16時～17時にかけて患者会、弁護士、原告総勢25名参加

5月23日 午前11時より名古屋金山駅前

午後1時半より名古屋栄にてビラ配り署名、街頭活動(弁護士、元支える会の学生、原告総勢10名参加)

6月28日 午前10時半より名古屋名鉄百貨店前にてビラ配り、署名、街頭活動(弁護士、原告総勢10名参加) キャンペーン街頭活動を行いました。

感想を少し述べます。

「もう待てない！」ののぼりに多くの方が関心を持ってくださいました。ビラを受け取ってくださり、説明すると「薬害肝炎のこと知っています。大変な問題ですね。法律が出来ると良いですね。頑張ってください」と励ましてくださいました。雨が降った日、炎天下での活動もありましたが、ビラを多く受け取ってくださり、署名も多く集まりました。「動けば世の中変わる」と思いました。



### 中国・四国

#### 中国・四国訴訟原告・原告番号1番 武田 せい子

恒久対策の土台となる肝炎対策基本法・肝炎患者支援法の制定の為、日本肝臓病患者団体協議会、B型肝炎訴訟原告団と共に、全国的なキャンペーン活動を展開することになり、患者会・原告団・薬害肝炎訴訟を支える会3団体がそろっている愛媛で1月9日、10日と2日間にわたり活動することになりました。

9日は県議会議長、県会議員各会派全員に意見書採択に向け要請の時間をとっていただき、みなさん「県民の健康対策をするのは私たち議員の仕事です。内容をもう一度確認して必ず可決をもって行きます」と力強い返事を頂きました。県庁にも健康増進課などまわり、局長さんや肝炎対策室長さんなどにお会いして、助成を県の予算措置とするのではなく、継続審議で止まったままになっています「肝炎対策基本法」を可決し、法律として揺るぎないものにして、全肝炎患者が安心して治療できる体制作りに協力していただくよう要請いたしました。

「愛媛県内でのインターフェロン助成申請数は10月末現在で445人。県内の1年間予

想申請者数は 1600 人で半数にも達していないのが現状です。広く皆さんに関心を持っていただき、肝炎治療体制の充実した整備を広めるには市民フォーラム等通じて広報に励んでいますが、法制化の基であるのが一番ですね」と言われていました。又 4 名の衆参議員事務所にも足を運び、秘書対応でしたが快く聞いていただき、知事ともお話しする機会を頂きました。病院では患者会が奔走してくれ、生協病院にお願いに行き、院長及び事務長等総勢 8 人で対応していただき請願書署名、肝炎患者支援の為のポスター掲示、ピラを受付においていただけるようお願いし、快く了解していただきました。夕方には精力的な 1 日を共に応援していただいたマスコミの方々と最後の記者会見をしました。

翌 10 日は今治市に事務所がある国会議員宅に協力の要請に行き、昼から原告交流会を行い久々に合う顔ぶれに話の輪が広がりました。その後は 24 名の原告と 4 名の弁護団、患者会の方々や支える会の人、病院の職員さんなど 14 名も集まっていただき、総勢 42 名、時々雪が舞う寒い中、松山市駅前ではピラ配りや、署名活動を行いました。大変忙しく、又充実した 2 日間でした皆の願いが通じ 2 月の議会で意見書採択が決定いたしました。



川崎にて 写真提供 湯山薫弁護士

**7 月 28 日に原告団と舛添厚労大臣との間で定期協議が行われました。各課題についての報告です。**

## 個別救済

弁護士 高井 章光

個別救済に関しては、2つの大きな問題があります。1つ目は、カルテがありながら、被害者調査がなされておらず、患者への告知が進んでいない病院が多く残っているという問題です。2つ目は救済法で対象とされている製剤以外の血液製剤による肝炎感染被害報告（疑い事例を含む）が多数なされておりながら、放置されている問題です。今年度の厚生労働大臣協議の要望事項としてこの2点を掲げ、7月28日には、1つ目の問題について大臣と協議を行いました。

協議の中で、大臣からは、被害者調査が進んでいない病院に対して、厚労省において病院訪問調査を含め積極的に調査を行って、病院が被害者調査を進めるようにしていく旨の回答を得ることができました。今後の厚労省の調査・指導により、病院による被害者調査が進み、多くの被害者に対して早期に告知がなされ、治療や救済法による救済を適切に受けることができるようになることを期待しています。

## 恒久対策

弁護士 服部 功志

原告団・弁護団は、国に対し、肝炎患者が安心して暮らせるための様々な施策を求めてきました。その結果、pegインターフェロンとリバビリン併用療法の助成期間の延長が実現し、重篤な肝疾患患者に対する障害者認定の実現まであと一歩となるなど、一定の前進もみられますが、まだまだ問題は山積しています。

7月28日、基本合意で約束された厚生労働大臣との定期協議が開催されました。本年度、恒久対策関連で特に重要視した要求は、①インターフェロン治療費助成の回数制限撤廃と、②肝疾患診療ネットワークの徹底等です。

インターフェロン治療費の助成は、1患者1回に限定されています。しかし、もう一度チャレンジしてみたい患者、副作用のため治療を途中で中止せざるを得なかった患者、回数制限のために新しい治療法が確立されるまで治療を控えている患者がたくさんいます。インターフェロン治療を複数回受けることによって治る患者が存在するのに、2度目以降の治療に関して助成しないとするのは余りに不合理です。

また、肝疾患診療ネットワークは、国が各都道府県任せにしてきた結果、全国で格差が生じており、十分な治療を受けられずに困っている患者がたくさんいます。協議に出席した舛添厚労大臣は、①回数制限には合理性がなく制限撤廃に向けて検討する、②診療体制の整備に向けて各地方自治体に積極的に働きかける、③患者のニーズに応えるため原告団に対するヒアリング実施を検討すると約束しました。

今後も、原告団・弁護団は、肝炎患者が安心して暮らせるための施策を要求し続けていきます。今後ともご支援宜しく申し上げます。

## 検証・再発防止

東京原告13番遺族妹 泉 ゆう子

薬害肝炎事件の検証及び再発防止の為の医薬品行政のあり方検討委員会の報告

ずいぶん長い名称の為、【検証委員会】と呼びます。原告さんは事務局に連絡をすればどなたでもこの委員会に参加できます。特に東京原告の近隣の方は一度は傍聴してみてください。皆さんが要求し、国が我々の要望を聞き入れ設置された委員会です。現在は15回を終了し、次は9月の30日【予定】です。此処で何をやっているのかの詳細は参加者には当日の資料を皆に配布されますから、初めて参加の方でも、何を話し合い、検討しているのかが分かります。支援者の皆様方には何時も注視くださり、感謝致しております。この委員会は事前登録があれば、どなたでも参加できる公開の委員会ですので、是非傍聴にご参加いただけましたら幸甚です。【薬害】という理不尽な被害で多くの原告は苦しめられ、それぞれ周りが二次被害・家族被害を受けています。根絶を誓った厚生労働省が何故、薬害の被害を止めることが出来ないのか、この委員会は再発防止の提言を出します。昨年度は医薬品行政に薬害再発防止の観点から9つの見直し検討を提言しました。紙面の都合でその全ての記載は無理ですが9つの提言の〔(1) 基本的な考え方〕として、薬事法の改正・安全対策要員の増員・予防原則から医学/薬学専門の質育成・地方公共団体と医薬品行政の連携・薬害問題の初等中等教育の必要性等を出しました。また、〔(9) 医薬品行政を担う組織の今後の在り方〕では監視/評価する第三者性を有する機関の必要性を提言しました。これは2年度の最優先課題であり、①組織の任務と使命を明確にし②医療政策/法律の立案/承認審査/安全対策などの権限をもたせるか否か、③公務員かどうかなど、国家行政組織/厚生労働省全体の見直しの動向にどのように関係するか等、薬害を防止する為の組織の変更はあらゆる角度から論じられそうです。時としては専門の資料を読まなけれ

ばならないことでもあります。素人委員で出来る事やらなければならないことを中心視点にしたいと思います。

#### 薬害肝炎の検証及び再発防止に関する研究班報告

肝炎原告委員2名は4月から上記委員会に報告提示する分担研究者として加わりました。此処では主に2つの作業を進めます。その一つは厚生労働省への検証と二つ目は薬害の被害実態調査報告です。これは既に弁護団の調査に協力し各々が提出していますが、今回の其れは原告として訴訟締結の1100名以上の原告の皆さんに掘り下げた調査です。これは薬害C型肝炎の被害実態として、正式に国に残る被害報告書になると思います。解析・分析専門の研究者の方が質問項目を造る為、何人かの原告さんに協力をお願いする事となりますが宜しくお願い致します。

## 企業交渉についての報告です。

### 田辺三菱との継続協議

薬害肝炎大阪弁護団事務局長 弁護士 山西 美明

2008年9月28日に締結された薬害肝炎全国原告団・弁護団と田辺三菱との間の基本合意書に基づき、第1回継続協議が、同社の会議室にて、2009年7月1日の午後3時から5時まで実施されました。

継続協議では、主に下記の3点に重点をおいて交渉しましたが、残念ながら成果を得ることは出来ませんでした。田辺三菱の加害者としての意識の乏しさが、より一層浮き彫りになりました。山口代表も、鈴木代表も、参加者全員が、このような相手だからこそ、この継続協議が必要で重要なだと再認識しました。今後とも、大変な交渉になりますが、屈することなく頑張る決意を皆で固めました。

1. カルテなど医療記録が残っているにもかかわらず、投与者の特定作業ができていない医療機関などに対して、費用の拠出など積極的に協力されたい。

田辺三菱の回答→費用などを救出することは出来ない。理由は、①被害実態調査は、そもそも国の仕事、②当社が保有する情報を提供するなど協力している、③損害賠償金について国との間で協議の上、応分の負担をしているのであって、これ以上の負担は、株主に対して、説明が付かない、といったことです。

当方の反論→加害企業として、被害実態調査の第一次責任を有するのは、田辺三菱である。今後、国を交えて、この問題について、引き続き、協議・検討されたい。

なお、この点に関しては、2009年7月28日の舛添厚生労働大臣との第3回定期協議において、大臣の見解として、製薬企業も応分の負担をすべきであるとの考えであり、製薬企業に対し請求していく旨示されました。

2. 薬害肝炎事件について、田辺三菱が、独自に、社外委員を加えた調査委員会を設立し、社内検証を行い、その結果及び再発防止策を提言されたい。

田辺三菱の回答→その必要性はないと考えている。理由は、①すでに薬害エイズ事件において、同様の社内検証を実施し、再発防止策を提言している。②合併前の過去の事件であって、現在の社理念とも違う状況での事件であって、むしろ、直近に起こった「メドウェイ」の事件の方を重く捉えており、徹底した検証を行う。③検証会議がなされており、そ

れへの協力を行っているし、今後も行おう。④ 2002 年の報告命令、裁判、検証会議への協力によって、調査できる事実は、すべて調査した。といったことです。

当方の反論→薬害肝炎には、その特有の問題点があり、薬害エイズ事件とは同じではない。自ら調査して姿勢を正すことが、製薬会社に求められる姿勢である。検証会議への協力はもちろんのこと、自ら調査検証する必要性のあることを、これからも求めていく。

この点に関しても、舛添厚生労働大臣との第3回定期協議において、大臣から、自己検証の重要性を指摘され、製薬企業にも自己検証を実施すべきことを訴えていくとの見解が示されました。

3. 前記1、2の事実の協議のため、7月28日13時30分からの厚生労働大臣との定期協議に社長自らが参加されたい。

田辺三菱の回答→基本合意にしたがって（国と原告団から要請があれば）対応する。但し、当日は、社長の都合はつかないので、出席場合は、しかるべき者を社内決定する。

結局、田辺三菱から厚生労働大臣との第3回定期協議に出席されたのは、常務執行役員であって、代表取締役もしくはそれに匹敵する取締役の参加はありませんでした。

## 日本製薬との継続協議

弁護士 中西一裕

日本製薬とは昨年12月14日に基本合意を締結し、継続協議の開催についても合意していましたが、第1回の継続協議は本年9月16日午後3時から開催することに決定しました。協議事項は、被害実態調査への協力、肝炎治療の新薬の開発、検証会議への協力の3項目が中心となります。PPSBの投与患者数は厚労省の発表でも400名近くに及んでおり、提訴原告は今後も増える可能性があります。先日の厚生労働大臣協議には田辺三菱とともに日本製薬の担当者も出席しましたが、今回の継続協議では原告・被害者の声を直接ぶつけて加害企業としての責任を果たすよう求めていきたいと思っております。

## 利用されないインターフェロン医療費助成

支援する会・東京 世話人 藤竿 伊知郎

昨年4月から利用できるようになったインターフェロン治療の医療費助成が、十分に利用されていません。6月11日に開かれた「全国肝炎総合対策推進懇談会」において厚生労働省が示した資料で、4月から12月までの間に受給者証がもらえた患者は35,734名でした。予算では10万人を予定していましたが、年度末まで待っても45%ほどにしかありません。月別の認定数も3,000名程度に下がってきており、問題です。

日本肝臓病患者団体協議会から出ている村田充委員は「千葉県では昨年末時点で40歳以上の肝炎ウイルス検査の受診率が12.8%」と検査の遅れを指摘しています。厚労省の資料でも、全国の検査件数は36万件にとどまっています。

今年の4月から世帯の考え方で改善が図られましたが、所得税の多いものは自己負担があまり軽減されないことや、仕事を休むことへの補償がないなど、働き盛りの方には利用がしにくい状況です。厚労省の資料を見ても、自己負担限度額が5万円になる受給者は全体の18%にとどまっています。

検査の充実と上乗せ支給など、国と地方自治体へ改善を働きかけていくことが必要です。

## 8.24 薬害根絶デー

今年も8月24日、薬害根絶デーが開催されます。

1996年の薬害エイズ事件の確認書和解後の協議によって、1999年8月24日、厚生省前庭に薬害根絶誓いの碑が建立されました。翌2000年8月24日から毎年、薬害被害者、薬害根絶・薬害被害者救済を願う市民などが厚生省近辺に集まり、薬害根絶デーの取り組みを行っています。薬害被害者の団体薬被連は、文科省交渉、厚労省交渉を実施しており、昼の碑の前の行動の際には毎年厚労大臣が出席して薬害根絶を誓っています。

今年のプログラムは、9:30~10:30 銀座街頭宣伝、お昼の厚労省前リレートーク、13:00~碑の前行動、13:30~厚労省近辺パレード、15:00~17:00 弁護士会館2階の集会、夕方の街頭宣伝等が行われます。薬害根絶、被害者救済を社会にアピールするため皆さん、ぜひご参加、ご協力ください。

また、カンパにもよろしくお願い致します。振込先は以下の通りです。

東京都民銀行 東新宿支店 普通預金 4033589  
薬害根絶デー実行委員会会計 中川素充（ナカガワモトミツ）

## キャンペーンDVD「もう、待てない」が完成しました。

肝炎患者の大変な状況を社会にアピールし、肝炎患者支援法の緊急の制定を訴えるDVDの完成版ができました。上映時間は16分です。

学習会などに活用ください。無料で配布しています。お問い合わせは、オアシス事務所まで。電話：03-5363-0138 fax：03-5363-0139



### ご案内

会費やカンパの振込先は以下の通りです。よろしくお願い致します。

#### 〔郵便振替口座〕

口座番号：00160-0-665642

口座名義：薬害肝炎訴訟を支援する会・東京

#### 〔銀行口座〕

三菱東京UFJ銀行 渋谷支店 普通貯金

口座番号：3284735

口座名義：薬害肝炎訴訟を支援する会・東京 世話人 小松雅彦

